

平成31年度外国人技能実習生等の技能検定 説明会及び意見交換会

・平成31年3月5日（火）
13：15～
・ルビノ京都堀川 ひえい

次 第

1 技能検定の実施状況等について

2 平成31年度技能検定実施の留意事項等について

3 意見交換

説明会及び意見交換会資料

平31.3.5

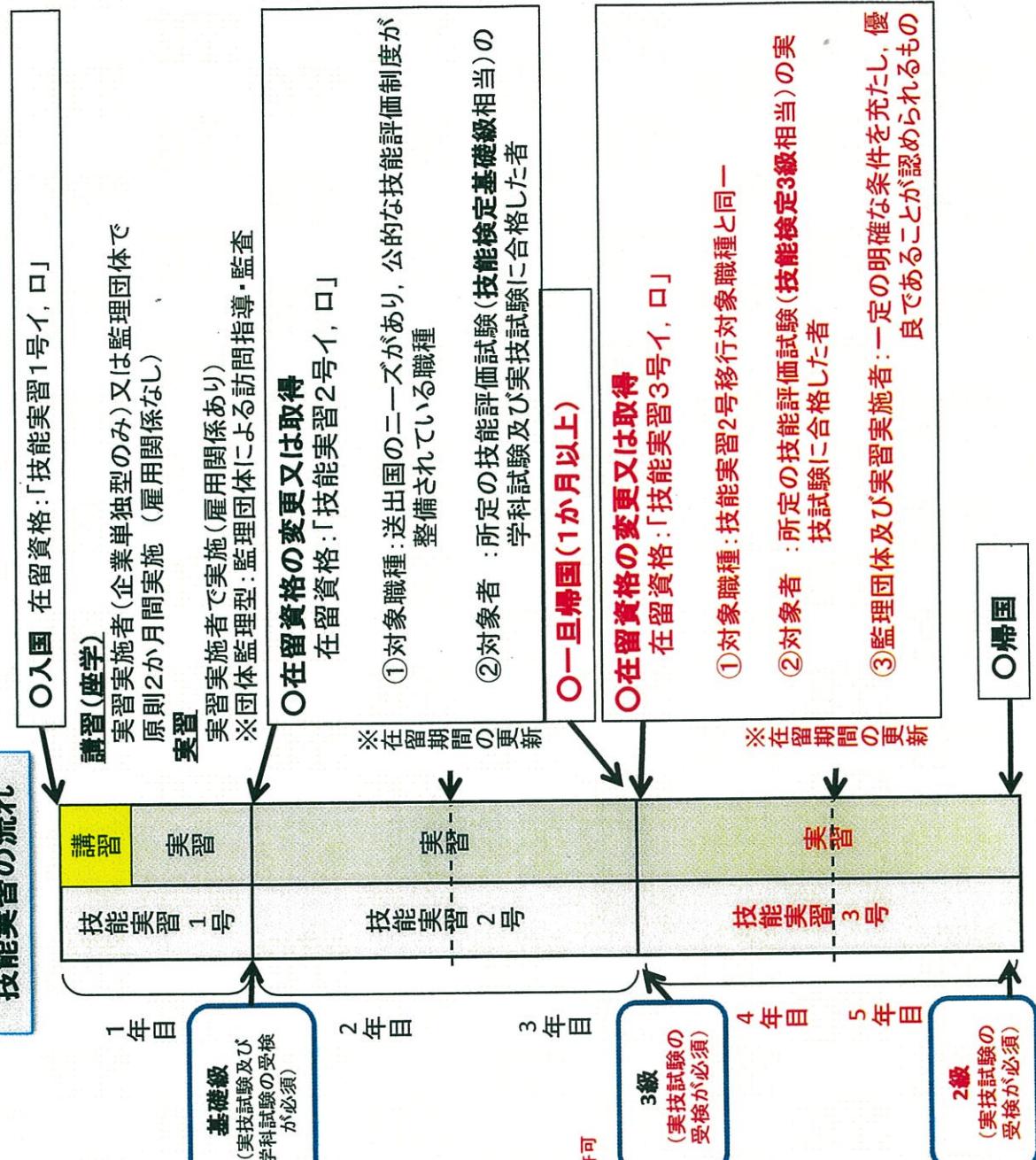
1	技能実習制度の仕組み（厚生労働省資料） (参考－法務省資料)	1
2	平成30年度外国人技能実習制度適正化講習会について	…	4
3	「技能実習生の技能検定に関する留意事項」 (厚生労働省リーフレット)	5
4	技能検定の不正事例等	9
5	平成31年度技能検定の実施について	11
6	平成31年度技能検定実施の留意事項について	12

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、労働関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約27万人在留している。

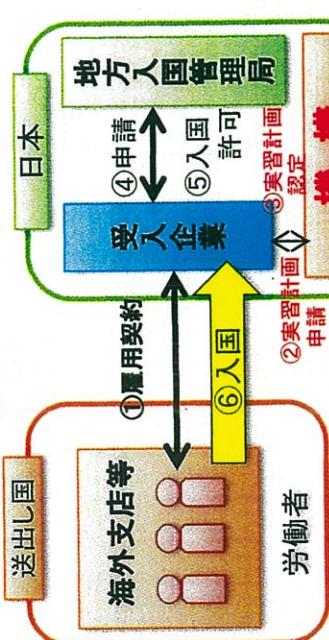


技能実習の流れ

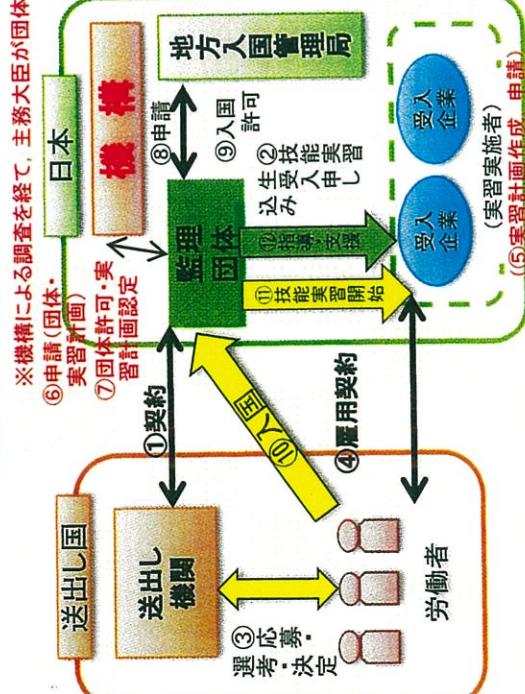


技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



※機関による調査を経て、主務大臣が団体を許可

①対象職種:技能実習2号移行対象職種と同一

②対象者 :所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実験科目試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者:一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

※在留期間の更新

①在留資格について

- **特定技能 1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素材形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・造船・船舶・自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食業、外食業
(特定技能 2号は下線部の2分野のみ受け入れ可)

特定技能 1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年まで**
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

【就労が認められる在留資格の技能水準】

現行の在留資格

「高度専門職(1号・2号)」
「教授」「技術・人文知識・国際業務」
「介護」「技能」等

専門的・技術的分野

新たに創設する在留資格

「特定技能 2号」
↑↑↑

「特定技能 1号」
↑↑↑

「技能実習」

非専門的・
非技術的分野

新たに外国人材受入れ制度（外国人材用）

参考
参

NJ 法務省
Ministry of Justice

海外から来日する外国人

新規入国予定の外国人
技能実習2号を修了した外国人

技能試験及び日本語試験に合格
技能試験及び日本語試験は免除



- ・特定産業分野の業務区分に対応する試験
- ・日本語試験
- ・国際交流基金日本語基礎テスト
- ・国際交流基金（N4以上）
又は
（国際交流基金・日本国際教育支援協会）など
- ・日本語能力試験（N4以上）
（国際交流基金・日本国際教育支援協会）など

求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等
健康診断の受診

在留資格認定証明書交付申請
※受入れ機関の職員等による代理申請

在留資格認定証明書交付
※受入れ機関に在留資格認定証明書を送付

在留資格変更許可
※本人申請が原則
審査
在留カードの交付

在留資格認定証明書交付申請
※在外公館へ提出
審査
在留カードの交付

〔入国情後に実施すること〕
○受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
○住居地の市区町村等にて住民登録
○給与口座の開設
○住宅の確保
など

査証発給
審査
在留

〔外国人本人の要件〕
○18歳以上であること
○技能試験及び日本語試験に合格していること（技能実習2号を修了した外国人は免除）
○特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
○保証金を敷取されていないこと
○自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること
など

受入れ機関での稼働開始

平成31年2月8日開催「平成30年度外国人技能実習制度適正化講習会」
(京都府中小企業団体中央会・外国人機能実習機構・京都府職業能力開発協会)

■講習会のポイント

- ①まずは、外国人技能実習制度における外国人は「実習生」であることを共通認識し、日頃からのコミュニケーションが重要
- ②「技能実習計画」を着実に実行することが重要
- ③上記①及び②においては、監理団体とともに受入事業所の積極的な取組が求められるが、特に監理団体の事業所に対する指導支援の実施が極めて重要



外国人技能実習制度は、技能実習計画の習熟・達成度を確認する国家検定である。
当然、一定の約束事（ルール）がある。

技能実習生の 技能検定に関する注意点



**技能実習生の在留期間が半分を過ぎる前までに、
外国人技能実習機構へ受検申請の連絡をしてください。**

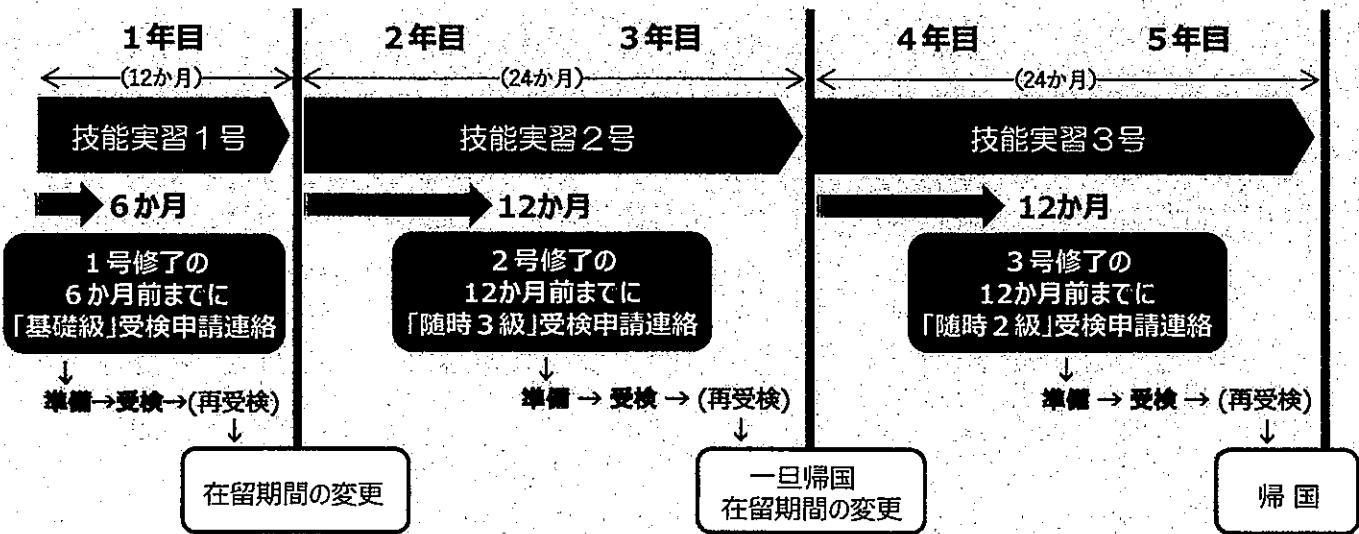
- 技能検定は、在留期間が終了するまでに受検・合格しなければなりません。
- 受検手続が遅れた場合、在留期間終了の直前にしか試験日が設定できず、不合格となつた場合に再受検が受けられなくなつたり、場合によつては試験日が確保できず、そもそも受検できなくなつたりするおそれがありますので、ご注意ください。

受検申請の スケジュール

▶技能実習の次の段階への移行の有無に関わらず、以下の受検が必要です。

※一部例外があります。

- ・技能実習1号修了までに「基礎級」技能検定（実技及び学科試験）
- ・技能実習2号修了までに「随時3級」技能検定（実技試験）
- ・技能実習3号修了までに「随時2級」技能検定（実技試験）



**次頁の留意事項を確認し、検定内容に即した技能実習と、
検定試験のための準備をしてください。**

- 技能検定、特に実技試験については、試験の実施に当たり機材の準備、試験会場の確保等、受検申請手続開始から試験まで一定の時間が必要になります。
- 技能実習生の技能検定を確実に行うため、本リーフレットを参考に、余裕を持って受検手続、及び準備を進めていただきますようお願いいたします。



厚生労働省 人材開発統括官

技能検定受検に当たっての留意事項

○技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。

○そのため、技能実習制度が利用できる職種のうち、一部のものについては、技能実習の目標として、当該職種に係る技能検定に合格することを掲げており、それらの職種の技能実習を行う場合は、必ず技能検定を受検させなければなりません。

1 技能検定の内容を事前に確認しておきましょう。

実習内容は、技能検定合格に必要な技能が修得されるものとする必要があります。過去の試験問題を参考に、どのような技能検定が行われるかあらかじめ確認し、技能実習計画を作成してください。

また、都道府県によっては、一部の職種について技能検定を実施しない場合がありますので、技能実習を実施する都道府県の技能検定実施計画についても事前にご確認いただき、技能実習の目標としている技能検定が実施されていない場合は、各都道府県職業能力開発協会までご相談ください。

2 外国人技能実習機構へ受検手続支援を申し込みましょう。

★ 1号実習生(1年目)は実習が修了する6月前まで、

★ 2号実習生(2~3年目)、及び3号実習生(4~5年目)は、実習が修了する12月前まで

外国人技能実習機構では、技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、受検手続の支援を行っています。監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）から提出される受検申請情報を事前に試験実施機関に取り次ぐことで、試験実施に係る日程調整等が円滑になれるようにし、また、試験実施機関からの合否結果情報を迅速に把握することで、技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげています。

そのため受検申請に当たっては、監理団体が「受検申請連絡票」を作成し、「個人情報の取り扱いに係る同意書」とともに、上記★の期限内に外国人技能実習機構本部へメールで申請することとされています（宛先 jukenshien@tit.go.jp 各様式は外国人技能実習機構HPからダウンロード可能）。

3 再受検の可能性もあります。余裕を持って受検しましょう。

技能検定で不合格だった場合、技能実習期間中の再受検は1回までとされています。申請手続が遅れた場合、実習期間終了の直前にしか試験日が設定できず、再受検が受けられなくなったり、場合によっては日程の確保ができず、そもそも受検できなくなったりするおそれがあります。

また、検定を確実に受けられるよう、試験実施日の30日前までには、申請書類（受検申請書、在留カードの写し等）を全て揃えておくよう実習生とともに確認してください。

4 実技試験の実施に必要な設備等について、お願ひです。

実技試験の適切な実施の観点から、試験に必要な設備、機器（実技試験実施要領の設備基準に適合したもの）等が確保できる試験会場を、原則として、監理団体又は実習実施者にご準備いただくよう、都道府県職業能力開発協会からお願ひしていますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

詳細については、事前に各都道府県職業能力開発協会にお問い合わせください。

5 技能検定委員の推薦について、ご理解をお願いします。

試験日程の関係などから、監理団体又は実習実施機関に、受検者が所属する企業以外の者による技能検定委員の推薦を依頼することがありますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

詳細については、事前に各都道府県職業能力開発協会にお問い合わせください。

受検申請の連絡から合格証書交付までの流れ

都道府県職業能力開発協会
（指定試験機関）

① 受検申請連絡

在留期間が半分過ぎる前まで（1号：修了の6か月前まで、2号及び3号：修了の12か月前まで）に外国人技能実習機構に連絡する

※外国人技能実習機構の有する情報を都道府県職業能力開発協会に、都道府県職業能力開発協会の有する情報を外国人技能実習機構に、それぞれ提供することについての同意書をメールで提出する。

外国人

技能実習機構

② 受検日の連絡

1号：修了の4～5か月前メド、2号及び3号：修了の7～8か月前メド

③ 受検申請書送付・受検手数料納付

④ 受検票交付

⑤ 試験に用いる設備等が基準に適合しているかの確認

⑥ 試験実施

1号：修了の3か月前メド

2号：修了の6か月前メド

3号：修了の6か月前メドから計画満了日まで

⑦ 一部合格通知の交付

（一部合格の場合）

都道府県

職業能力開発協会
(指定試験機関)

都道府県

(指定試験機関)

⑧ 合格証書の交付（学科と実技の両方に合格した場合）

よくあるご質問

Q. 過去に実施された試験問題を閲覧できますか。

A. 各都道府県職業能力開発協会において閲覧できます（実費をいただいてコピーサービスも行っています）。

Q. 試験会場はどこでもよいのですか。

A. 作業に必要なスペースの確保など、職種ごとに一定の基準が定められており、それらを満たす会場として、都道府県職業能力開発協会が認めた会場でなければなりません。詳細については、事前に都道府県職業能力開発協会にご照会ください。

Q. 試験日や試験会場を変更することはできますか。

A. できません。

Q. 病気等で受検できなくなった場合、受検手数料は返してもらえますか。

A. お支払いいただきました受検手数料は、理由の如何を問わず返還することはできません。

Q. 外国人技能実習機構の受検手続支援を利用せず、

直接、都道府県職業能力開発協会に申し込むことはできますか。

A. 円滑な受検手続のため、外国人技能実習機構本部（東京都）（宛先jukenshien@otit.go.jp）を通して受検手続を行っていただくようお願いしておりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

Q. 都道府県職業能力開発協会により、受検申請手続や実技試験の準備等、運営方法が違うのですが、統一できませんか。

A. 都道府県職業能力開発協会では、都道府県ごとに管内の実情が異なる中、多数の外国人技能実習生に対し、円滑に試験が実施できるよう、運営方法を定めているところですので、ご理解とご協力を願いいたします。

外国人技能実習機構（受検手続支援窓口）

【電話】 03-6712-1974

【FAX】 03-6435-4130

【e-mail】 jukenshien@otit.go.jp

【HP】 http://www.otit.go.jp/info_jyukan/

都道府県職業能力開発協会又は指定試験機関が実施する技能検定職種のお問い合わせ先

協会名	郵便番号	所在地	電話番号	ホームページアドレス
北海道職業能力開発協会	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1-1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2386	http://www.h-syokunou.or.jp
青森県職業能力開発協会	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内	017-738-5561	http://www.a-noukaikyo.com
岩手県職業能力開発協会	028-3615	紫波郡矢巾町南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4620	http://www.noukai.com
宮城県職業能力開発協会	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-271-9917	http://www.miagi-syokunou-kyoukai.com
秋田県職業能力開発協会	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県職業訓練センター内	018-862-3510	http://www.akita-shokunou.org/
山形県職業能力開発協会	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-644-8562	http://www.y-kaihatu.jp
福島県職業能力開発協会	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館内	024-525-8681	http://business2.plala.or.jp/fuvada
茨城県職業能力開発協会	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8847	http://www.ib-syokkvo.com
栃木県職業能力開発協会	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館	028-843-7002	http://www.tochi-vada.or.jp
群馬県職業能力開発協会	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761	http://www2.gummanet.ne.jp/g-vada
埼玉県職業能力開発協会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5階	048-829-2802	http://www.saitama-vada.or.jp
千葉県職業能力開発協会	261-0028	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-1150	http://www.chivada.or.jp
東京都職業能力開発協会	102-0072	千代田区神田橋3-10-3 東京しごとセンター7階	03-5211-2354	http://www.tokyo-vada.or.jp
神奈川県職業能力開発協会	231-0028	横浜市中区寺町1-4 かながわ労働プラザ6階	045-633-5419	http://www.kan-noukaikyo.or.jp
新潟県職業能力開発協会	950-0985	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4階	025-283-2155	http://www.nvada.com
富山県職業能力開発協会	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル2階	076-432-9887	http://www.toyama-noukai.or.jp
石川県職業能力開発協会	920-0862	金沢市芳賀1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3階	076-262-9020	http://www.ishivada.com
福井県職業能力開発協会	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360	http://www.fukui-shokunou.jp
山梨県職業能力開発協会	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916	http://www.yavada.jp
長野県職業能力開発協会	380-0838	長野市大字南長野南郷町688-2 長野県婦人会館3階	026-234-9050	http://www.navada.or.jp
岐阜県職業能力開発協会	509-0109	岐阜県各務原市テクノプラザ1-18岐阜県人材開発支援センター内	058-322-3677	http://www.gifu-shokunou.or.jp
静岡県職業能力開発協会	424-0881	静岡市清水区楠160	054-345-9377	http://shivada.com
愛知県職業能力開発協会	451-0035	名古屋市西区浅間2-3-14 愛知県職業訓練会館内	052-524-2039	http://www.avada.or.jp
三重県職業能力開発協会	514-0004	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎4階	059-228-2732	http://www.mivada.or.jp
滋賀県職業能力開発協会	520-0865	大津市南郷5-2-14	077-533-0850	http://www.shiga-noukaikyo.or.jp
京都府職業能力開発協会	612-8418	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5075	http://www.kyo-noukai.com
大阪府職業能力開発協会	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング6階	06-6534-7510	http://www.osaka-noukai.jp
兵庫県職業能力開発協会	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30 兵庫勤労福祉センター1階	078-371-2091	http://www.noukai-hyogo.jp
奈良県職業能力開発協会	630-8213	奈良市疋大路町38-1 奈良県中小企業会館2階	0742-24-4127	http://www.aaa.nara.nara.jp/
和歌山县職業能力開発協会	840-8272	和歌山市妙山南3-3-38 和歌山技能センター内	073-425-4555	http://w-syokunou.com/
鳥取県職業能力開発協会	880-0845	鳥取市富安2-159 久本ビル5階	0857-22-3494	http://www.hal.ne.jp/syokunou
島根県職業能力開発協会	690-0048	松江市西城島1-4-5 SPビル2階	0852-23-1755	http://www.noukai-shimane.or.jp
岡山県職業能力開発協会	700-0824	岡山市北区内山下2-3-10 アマノビル3階	086-228-1547	http://www.okayama-syokunou.or.jp
広島県職業能力開発協会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5階	082-245-4020	http://www.hirovada.or.jp
山口県職業能力開発協会	753-0051	山口市旭通り2丁目9-19 山口建設ビル3階	083-922-8646	http://y-syokunou.com/
徳島県職業能力開発協会	770-8068	徳島市新浜町1-1-7	088-883-2316	http://www.tokunoukai.jp
香川県職業能力開発協会	761-8031	高松市郷東町587-1 香川県立高等技術学校 (香川地域職業訓練センター)内	087-882-2854	http://www.noukai-kagawa.or.jp
愛媛県職業能力開発協会	791-1101	松山市久米窪田町487-2 愛媛県産業技術研究所 管理棟2階	089-993-7301	http://noukai.bp-ehime.or.jp/
高知県職業能力開発協会	781-5101	高知市布師田3992-4 高知県立地域職業訓練センター内	088-846-2300	http://www.kovada.or.jp/
福岡県職業能力開発協会	813-0044	福岡市東区千早5-3-1 福岡県人材開発センター2階	092-671-1238	http://www.fukuoka-noukai.or.jp
佐賀県職業能力開発協会	840-0814	佐賀市成原町1-15	0952-24-6408	http://www.saga-noukai.or.jp/
長崎県職業能力開発協会	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21	095-894-9971	http://www.nagasaki-noukai.or.jp
熊本県職業能力開発協会	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-285-5818	http://www.noukai.or.jp
大分県職業能力開発協会	870-1141	大分市大字下宗方字古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-3651	http://www.noukai-oita.com
宮崎県職業能力開発協会	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3	0985-58-1570	http://www.syokuno.or.jp
鹿児島県職業能力開発協会	892-0836	鹿児島市錦町9-14	099-228-3240	http://www.syokunou.or.jp
沖縄県職業能力開発協会	900-0036	那覇市西3-14-1 那覇地域職業訓練センター内	098-862-4278	http://www.oki-vada.or.jp
【ビルクリーニング】(公社)全国ビルメンテナンス協会	116-0013	東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナント会館5階	03-3805-7560	http://www.j-bma.or.jp/
【機械保全】(公社)日本プラントメンテナンス協会	101-0051	東京都千代田区神田神保町3-3 神保町SFⅢビル5階	03-8885-8083	http://www.kikeihozenji.jp/

(2018.10.18)

平30.12.27
朝日(ア)

技能実習監理団体 初の許可取り消し

兵庫 講習を虚偽報告

技能実習生を企業に派遣する兵庫県の監理団体が、実習前に必要な日本語教育などの講習を十分に実施したとして、法務省は27

日、この監理団体の許可を取り消した。実習生の労働環境を改善するため、技能実習適正化法が昨年11月に施行されて以降、監理団体の許可取り消しは初めて。

許可が取り消されたのは、「協同組合クリエイティブ・ネット」(兵庫県加西市)。法務省によると、約30人の実習生が所属しており、兵庫県内の7社に派遣している。

技能実習生は原則として入国後、約2カ月間の日本語学習などが義務づけられているが、法務省によるとクリエイティブ・ネットから派遣を受けた同市内の3企業は今年2~3月、7人

のタイ人女性を講習期間中に「実習」に従事させたうえ同機構の調査で「講習を受けている」とうそをつくよう指示をしていた。「実習」は、事前の計画内容とは全く異なるものだったという。法務省は、この3企業の実習計画も取り消した。

今回の不正は、実習生からの申告を受けた同機構の実地検査で発覚した。処分を受けたことで、クリエイティブ・ネットと3企業は実習生は、賃金の不払いや過酷な長時間労働などが問題となり、技能実習適正化法によって外国人技能実習機構ができるなど、監理

クリエイティブ・ネットの問題が指摘され、法務省の担当者は朝日新聞の取材に対し、2~3月の日本語講習は「講師のやりくりがつかなかつた」ため規定の時間数に満たなかつたと認めた。そのうえで、「指摘を受けた後は追加で行っていた」と述べ、監理団体の許可取り消しは「不信感がある」とコメントした。

実習生は、賃金の不払いや過酷な長時間労働などが問題となり、技能実習適正化法によって外国人技能実習機構ができるなど、監理

問題が指摘され、法務省が実態調査を実施している。

12月に成立した改正出入国管理法の国会審議でも多数

技能検定試験で発生した不正事案

1 職種

基礎級機械検査職種（機械検査作業）

2 事案概要

外国人技能実習生が受検する学科試験に同行した監理団体職員が、録音中のボイスレコーダーを入れた当該職員の荷物を試験会場内に放置することにより、同会場内で読み上げられる学科試験問題の内容を録音し、持ち出そうとしたもの。10月30日に神奈川県で実施された試験においては、途中で発覚したため、未遂となったが、聴取したところ、9月18日に静岡県で実施された同職種（同作業）の基礎級技能検定試験においても録音を行っており、こちらは既遂であったことが判明している。

平成31年度技能検定の実施について

平31.3.5

1 基本方針

- ①公正厳正な技能検定の実施
- ②技能検定に係る秘密保持の徹底（特に技能検定委員）
- ③スムーズで効率的な技能検定の実施
- ④P D C Aサイクルによる運営の充実強化

2 基本取組

- ①実技試験実施要領等に基づく技能検定の実施
- ②出張方式を基本とした技能検定の実施
- ③合同の技能検定の実施
- ④平日（月～金曜日）における技能検定の実施
- ⑤本協会における学科再試験の実施
- ⑥受検申請書、検定委員履歴書の提出による技能検定の日程調整の実施
- ⑦迅速な情報連絡の要請
(期限間近、多人数受検、多時間を要する実技試験など)

技能検定実施の留意事項

平成31年3月
京都府職業能力開発協会技能検定課

1 共通事項

- ①関係者全員の外国人技能実習制度の理解・認識が大前提である。
特に、初めての受入事業所については十分な説明が必要
- ②試験問題の取扱い
 - ・実技試験の実施要領及び試験問題は「禁転載複製」であるためコピーは不可である。
 - ・実技試験の採点基準は「検定秘」であり、コピーはもちろん、内容を漏らしたり盗用することは、秘密の保持に反することとなる。
 - ・学科試験も上記②と同様に「検定秘」であり、このため読み上げの声が外部に漏れない会議室等の部屋が必要となる。
- ③通知文書等の取扱い
 - ・府協会等からの通知文書、特に受験申請書や技能検定実施の通知については、監理団体及び事業所の組織的な共通理解が必要である。

2 主要な役割

受入事業所

- ①技能実習計画の着実な実施
- ②技能検定受検について監理団体との協議
 - ・準備する試験材料等、実施時期や実施方法等について監理組合と協議調整
 - ・技能検定委員推薦の準備
- ③府協会からの送付文書の確認と監理団体から送付の実施要領及び試験問題等の確認
- ④受検生への受検票（コピー）及び試験問題の配付・説明及び実技・日本語学習教育
- ⑤実技試験実施要領に基づく試験材料等の準備・確保
- ⑥実技試験及び学科試験会場の確保
 - ・特に学科試験問題は「検定秘」であるため声が外部に漏れない部屋が必要
確保できない場合は、府協会で実施
- ⑦検定日当日における学科及び実技試験の準備・立会い
- ⑧再受験の場合、速やかに監理団体と協議

監理組合

- ①受入事業所の技能実習計画の着実な実施のための支援指導・監督とともに実習生の支援
- ②技能検定受検について受入事業所との協議・支援指導
 - ・組織的な協力連携（例えば窓口担当と事業所担当との緊密な連携）
 - ・準備する試験材料等、実施時期や実施方法等について事業所と協議調整
必要に応じて府協会と事前協議
- ③府協会との技能検定手続きの実施
 - ・送付文書の確認。受験申請書、技能検定委員推薦書の送付
 - ・技能検定日程調整
- ④技能検定の実施通知文書の確認とともに試験問題等の確認・配付（事業所及び検定委員）
- ⑤受入事業所の検定試験準備、日本語学習教育等の支援指導
- ⑥原則として検定日当日の立会
- ⑦再受験の場合、速やかに受入事業所と協議。日程調整など受験手続きの実施

検定委員

- ① みなしが公務員として、秘密保持の規定（罰則あり）が適用される府協会委嘱の検定を実施する立場を十分に認識
- ② 監理団体から送付の試験問題等の確認
- ③ 特に実技試験の「採点基準」の内容確認（秘密保持を厳守）
- ④ 検定日当日の府協会との打合せ
- ⑤ 公正厳正な実技試験の実施、採点基準の得点表の記載・押印（秘密保持を厳守）、府協会への提出。採点においては事業所との関係は考慮せず厳正に採点のこと。

京能協第13-〇〇〇号
平成31年〇月〇日

(事業所名)
技能実習責任者様

京都府職業能力開発協会事務局長
(公印省略)

平成30年度基礎級技能検定試験の実施について

先に貴事業所の技能実習生から申請がありました上記試験について、下記により実技試験及び学科試験を実施しますので、申請者に通知願いますとともに、同封の実技試験問題を配付してください。

また、実技試験実施要領を送付しますので、試験会場及び試験材料等の準備について、よろしくお願ひします。

記

1 実施日時 平成31年〇月〇日(〇)〇〇時〇〇分 ~

2 実施場所 貴事業所 (事業所所在地など)

3 職種 ○〇〇 (〇〇〇作業)

4 受検人数 ○名

5 最近の事例を踏まえた特段の留意事項

下記の事例の場合などについて、検定実施機関である府協会(立会)職員の説明・指示に従わず、検定試験の適切な運営ができないと府協会(立会)職員が判断した場合については、当該検定試験を中止しますので、厳重なご注意をお願いします。

従前どおりではなく、今一度の点検調整をお願いします。

(事例)

- ・検定試験会場の場所が申請内容と相違している
 - ・技能検定の実施時間までに、実施要領で定められた実技試験の材料、機材等が準備されていない
 - ・学科試験(秘密事項)の問題読上げの声が外部に漏れない会議室等が準備されていない
 - ・技能検定委員が当該事業所の自社社員であったことが判明
 - ・技能検定実施機関(府協会)の一員である技能検定委員が、試験材料を準備したり、受検生に事前練習を実施している
 - ・事業所や監理団体職員が技能検定委員の採点に関与したり、試験に関する問い合わせをしている
 - ・他府県の事例などを主張して試験の進行を妨げている
- など

6 その他 添付資料は次のとおりです。

実技試験実施要領1部

実技試験問題〇部(事業所用1部、受検者用〇部)

受検票(受検申請書(写))1部

京能協第13-〇〇〇号
平成31年〇月〇日

技能検定委員
(氏名)様

京都府職業能力開発協会事務局長
(公印省略)

平成30年度基礎級技能検定試験の実施について

上記試験の技能検定委員をご了承いただきまして、厚くお礼申し上げます。
さて、上記試験の実技試験を下記により実施しますので、よろしくお願ひします。
つきましては、必要な書類を送付しますが、「採点基準」は「検定秘」となっておりますので、取扱いには充分注意いただきますとともに、内容把握をよろしくお願ひします。
また、秘密保持の規定(罰則適用あり)が適用される検定実施の立場を十分に認識し、
公正公平な監督・採点をよろしくお願ひします。
なお、実技試験問題は公表済みであることを申し添えます。

記

- 1 実施日時 平成31年〇月〇日(〇)〇〇時〇〇分 ~
- 2 実施場所 (事業所の名称) (事業所所在地など)
- 3 職種 ○〇〇(〇〇〇作業)
- 4 受検人数 ○名
- 5 最近の事例を踏まえた特段の留意事項
下記の事例の場合などについて、検定実施機関である府協会(立会)職員の説明・
指示に従わず、検定試験の適切な運営ができないと府協会(立会)職員が判断した場合
については、当該検定試験を中止しますので、厳重なご注意をお願いします。
従前どおりではなく、今一度の点検調整をお願いします。
(事例)
 - ・技能検定委員が当該事業所の自社社員であったことが判明
 - ・技能検定実施機関(府協会)の一員である技能検定委員が、試験材料を準備したり、受検生に事前練習を実施している
 - ・事業所や監理団体職員が技能検定委員の採点に関与したり、試験に関する問い合わせをしているなど
- 6 その他 実技試験実施要領、実技試験問題、実技試験採点基準、受検票(受検申請書(写))各1部を添付しています。

京能協第13-〇〇〇号
平成31年〇月〇日

(監理団体名)
監理責任者 様

京都府職業能力開発協会事務局長
(公印省略)

平成30年度基礎級技能検定試験の実施について

上記試験の実技試験及び学科試験を下記により実施します。

つきましては、当該事業所及び技能検定委員あての通知文を送付しますので、貴職より送付いださいますようよろしくお願ひします。

なお、「検定委員あて通知文」は、「検定委員以外開封厳禁」となっておりますので、取扱いには充分注意してください。

また、その送付に当たっては、手交または送付前に当該検定委員に連絡し、書留郵便等で送付する等により、当該委員に直接かつ確実に届くように格段の配慮をお願いします。

また、検定試験については、本協会が当該検定を監督運営しますが、実施要領及び試験問題に従って実施しますので、その内容の確認・認識とともに試験会場及び試験材料等の準備については、技能実習法第39条第2項に基づく当該事業所への指導・助言をお願いします。

記

1 実施日時 平成31年〇月〇日(〇)〇〇時〇〇分 ~

2 実施場所 (事業所の名称) (事業所所在地など)

3 職種 ○〇〇 (〇〇〇作業)

4 受検人数 ○名

5 最近の事例を踏まえた特段の留意事項

下記の事例の場合などについて、検定実施機関である府協会(立会)職員の説明・指示に従わず、検定試験の適切な運営ができないと府協会(立会)職員が判断した場合については、当該検定試験を中止しますので、厳重なご注意をお願いします。

従前どおりではなく、今一度の点検調整をお願いします。

(事例)

- ・検定試験会場の場所が申請内容と相違している
- ・技能検定の実施時間までに、実施要領で定められた実技試験の材料、機材等が準備されていない
- ・学科試験(秘密事項)の問題読上げの声が外部に漏れない会議室等が準備されていない
- ・技能検定委員が当該事業所の自社社員であったことが判明
- ・技能検定実施機関(府協会)の一員である技能検定委員が、試験材料を準備したり、受検生に事前練習を実施している
- ・事業所や監理団体職員が技能検定委員の採点に関与したり、試験に関する問い合わせをしている
- ・他府県の事例などを主張して試験の進行を妨げている

など